

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に 関する法律第7条第1項の規定する説明書類

平成24年5月11日
福井市農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置 の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、経営管理委員会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針

平成22年1月25日

J A 福 井 市

J A福井市（以下、「当J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする組合員等利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当J Aは、組合員等利用者からの新規ご融資や借入れ条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員等利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当J Aは、事業を営む組合員等利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組

み、組合員等利用者の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当JAは、組合員等利用者から新規ご融資や借入れ条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等利用者の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4 当JAは、組合員等利用者からの、新規ご融資や借入れ条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員等利用者の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化法への対応

- (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員等利用者からの新規ご融資や借入れ条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員等利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

- (2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、組合員等利用者の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます

- 6 当JAは、組合員等利用者からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

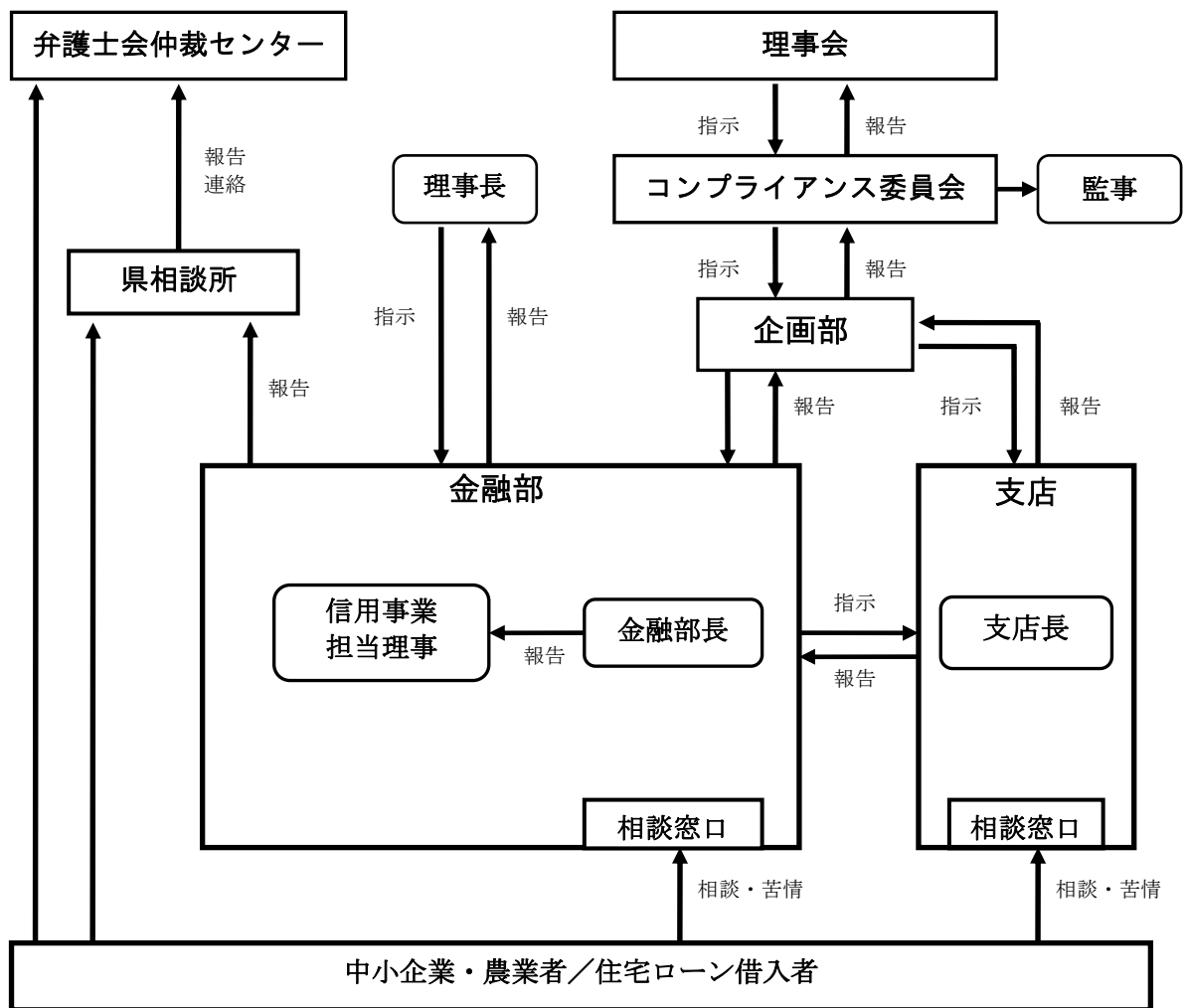
- (1) 理事長以下、関係役員部課長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

※ 平成22年1月27日に店頭掲示しております。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客様からの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。



第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客様への支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客様に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	7	12	14	17	17	18	18	19	19
うち、実行に係る貸付債権の数	0	2	4	8	10	11	11	12	12	13
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2
うち、審査中の貸付債権の数	1	1	4	2	1	0	1	0	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。